

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 平成21年2月12日提出
【計算期間】 第4期（自平成19年11月14日 至平成20年11月13日）
【ファンド名】 DCトヨタグループ株式ファンド
【発行者名】 トヨタアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 生田 卓史
【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目11番1号
【事務連絡者氏名】 中越 正喜
【連絡場所】 東京都港区海岸一丁目11番1号
【電話番号】 03 - 5776 - 4751
【縦覧に供する場所】

（名称）トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

（所在地）愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	当ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額	2,000億円
基本的性格 (商品分類)	追加型投信 / 国内 / 株式

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、新たにわかりやすく商品を分類いたしました。平成21年より、目論見書表紙には「商品分類」を、本文には「属性区分」を新たに記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 国内 / 株式〕に属しており、目論見書表紙に記載されます。（旧分類は、追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）でした。）

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内 / 株式」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドの属性区分では〔その他資産（投資信託証券（株式））・年1回決算・日本・ファミリーファンド〕に属しており、目論見書本文に記載されます。

属性区分における投資対象資産については、上記の商品分類の定義（収益の源泉）とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

従って、「その他資産（投資信託証券）」とは、ファミリーファンド方式又はファンド・オブ・ファンズの場合にあたります。

内書の（株式）は、「その他資産（投資信託証券）」の場合、組入れている投資信託証券が組入れている実質的投資対象資産を示し、上記の商品分類の定義（収益の源泉）がわかるように記載します。

これにより、上記の商品分類表で記載される「株式」が、投資対象資産（収益の源泉）であることがわかります。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（マザーファンド）を投資対象として投資するものをいいます。

属性区分表

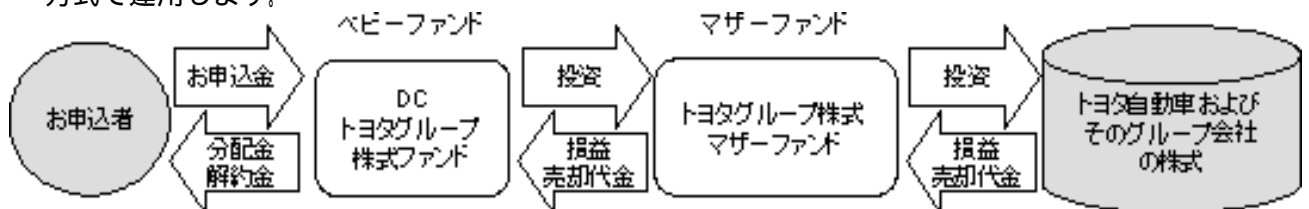
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本				フル・ベア型
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()	日経225	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

<運用形態>

当ファンドは、「トヨタグループ株式マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



<ファンドの特色>

「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

- ・グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。
- ・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行ないます。

「トヨタグループ株式マザーファンド」の運用は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行ないません。

[投資銘柄の決定]は...

- ・トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

[組入銘柄の投資比率の決定]は...

- ・原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
- ・トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きを捉えるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

[投資比率の調整、銘柄の変更等]は...

- ・組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記[組入銘柄の投資比率の決定]で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

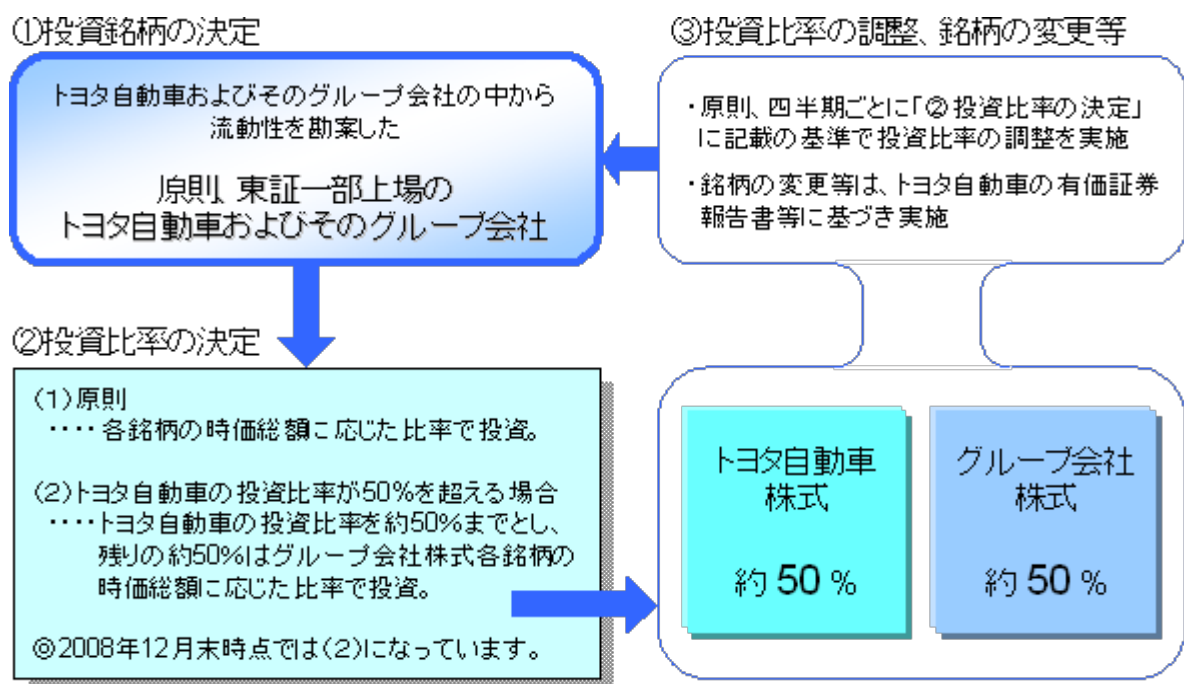
*なお、追加設定・解約などにより、四半期中にファンドの資金の増減がある場合には、各銘柄の時価総額を勘案して上記基本方針に準じ一定のルールに基づき、銘柄の買付・売却を行ないません。

- ・投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

株式の実質組入比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

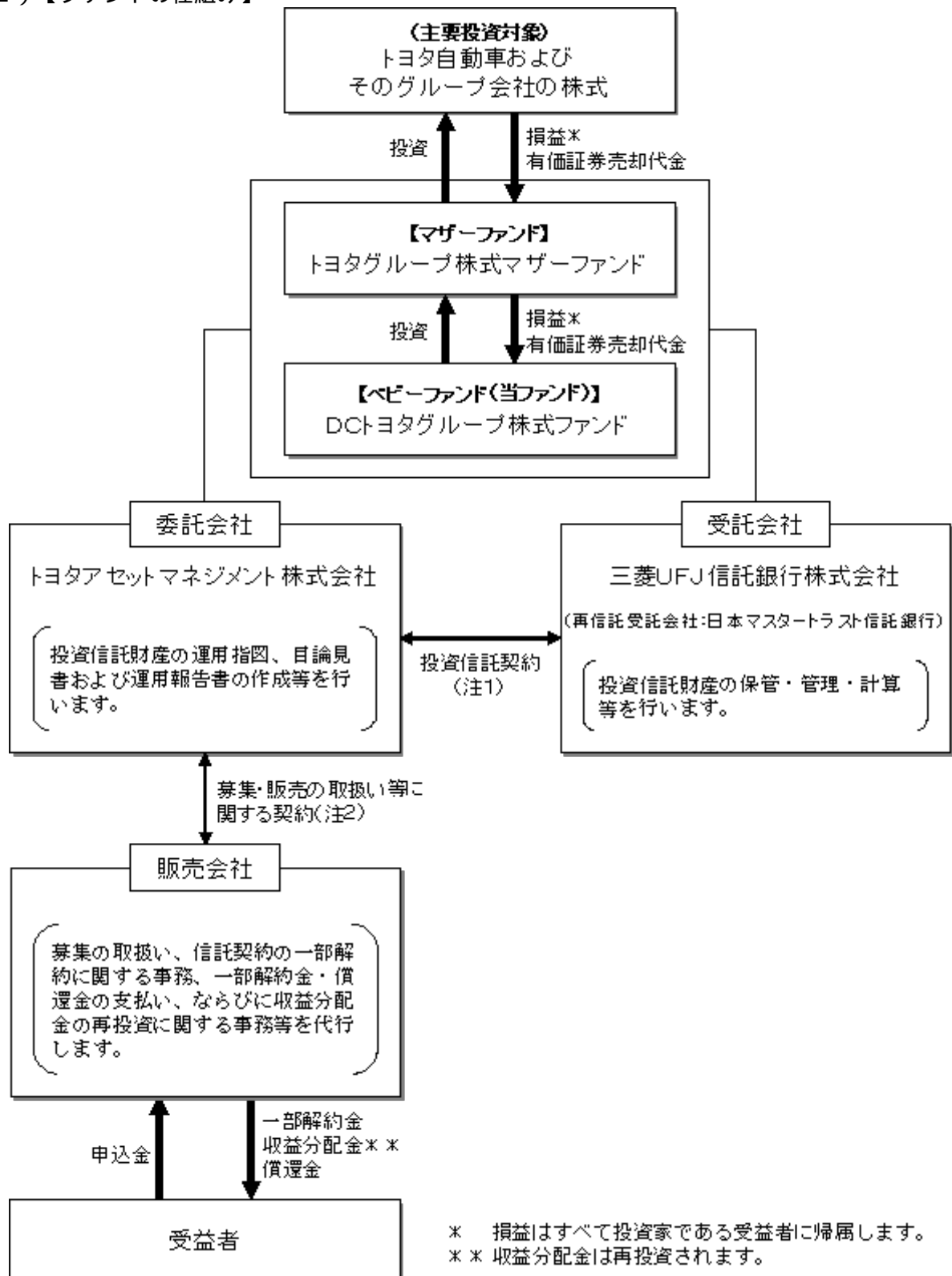
<ファンドの運用プロセス>（投資イメージ図）



当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

「DCトヨタグループ株式ファンド」は、当ファンドの投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

(2) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

- (注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもので、投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- (注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもので、販売会社が行なう募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
 本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

資本金の額 600百万円（平成20年12月30日現在）

会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
 平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
 平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
 平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
 平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
 平成13年2月 名古屋支店開設
 平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

大株主の状況（平成20年12月30日現在）

株主名	住所	保有株式数 （保有比率）
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株 （50%）
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株 （50%）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

この投資信託は、主として「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

投資態度

1. トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、主としてわが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用する「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資します。
2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行ないます。

<トヨタグループ株式マザーファンドの投資方針の概要>

1. マザーファンドの運用の基本方針

トヨタ自動車およびそのグループ会社の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

2. 投資態度

トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。トヨタ自動車およびそのグループ会社の銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

組入銘柄の投資比率の決定にあたっては以下の基本方針に基づいて行ないます。

- ・原則として、組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。
- ・トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きを捉えるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。なお、設定・解約、組入銘柄の株価変動等により投資比率が変動することがあります。

ファンドの株式組入比率は、通常の状態での高位とすることを基本とします。

組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

なお、当ファンドは、上記 から のあらかじめ決められた一定の方針にて投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

3. 「トヨタグループ株式マザーファンド」の受益証券の組入比率は、通常の状態での高位を保つことを基本とします。
4. 株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属すると見なした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
5. この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

6. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

主要投資対象

トヨタグループ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1、2および4に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトヨタグループ株式マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに14. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに14. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他運用指図を行なうことができる取引

イ．信用取引

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．先物取引等

1. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。
2. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことができます。
3. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

ハ．スワップ取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

ニ．金利先渡取引および為替先渡取引

信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

ホ．有価証券の貸付

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

ヘ．外国為替予約取引

外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

ト．資金の借入れ

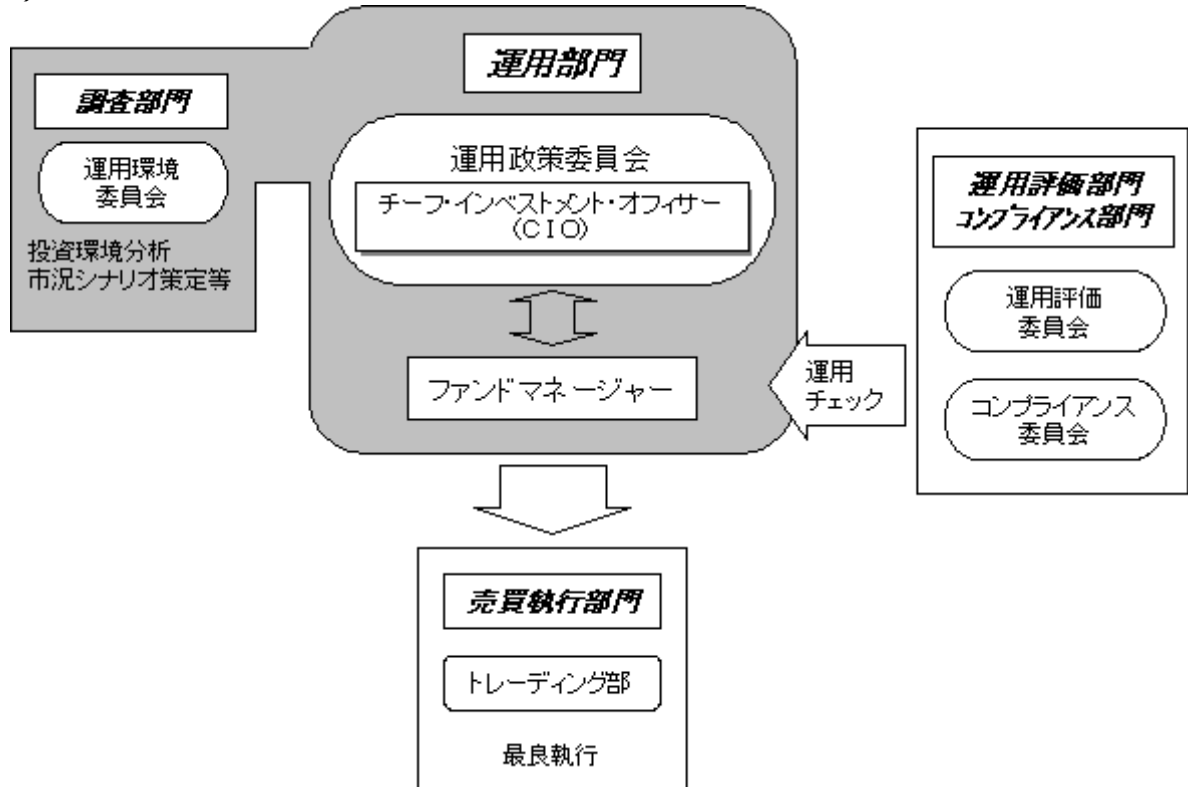
信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

チ．受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

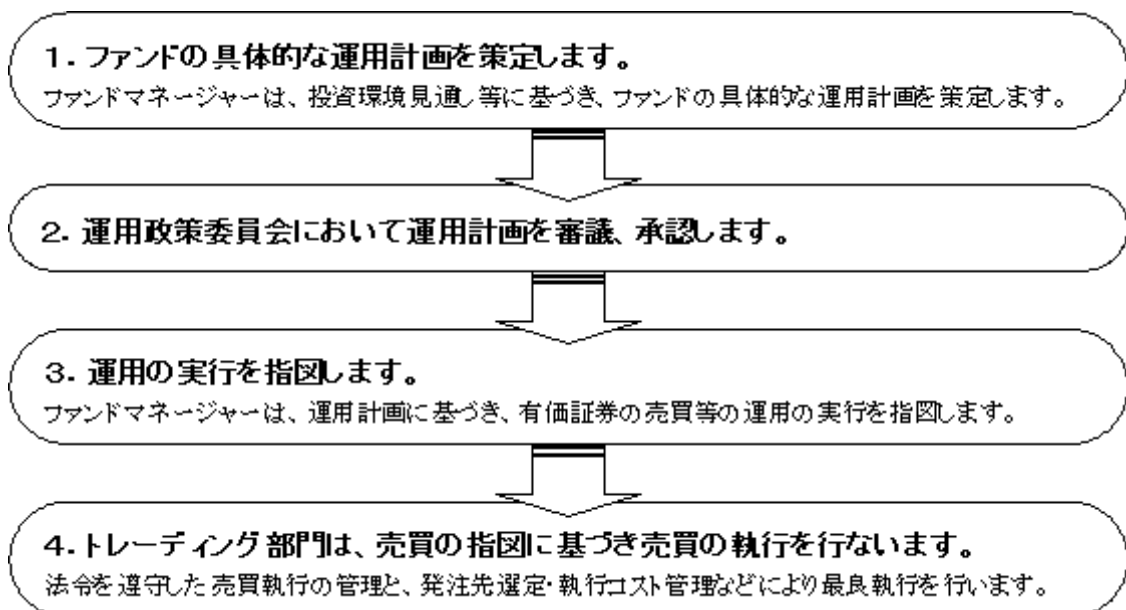
(3) 【運用体制】



上記委員会名	構成人員	主な構成メンバー
		委員会の目的 対応事項
	運用環境委員会	10名程度
運用業務に関わる諸情報の分析・検討を行い、重要な変化があれば速やかに運用政策委員会に提言する。		
投資環境分析、市況シナリオの作成に関する事項の協議 投資環境の変化等の検証・投資タイミング等の検討及び提言の協議等		
運用政策委員会	20名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー 全常勤役員、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、ファンドマネージャー、他
		運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。
	アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等	

運用評価委員会	16名程度	委員長：クライアントサービス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、運用部長、コンプライアンス部長、クライアントサービス部長、他
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。
	運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等	
コンプライアンス委員会	12名程度	委員長：コンプライアンス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、他
		法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
	法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等	

〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制
委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。
また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等は本書提出日（平成21年2月12日）現在であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として11月13日、休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。基準価額水準や分配対象収益が少額の場合等によっては、分配金が少額になることや分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

イ．収益分配金は、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。当ファンドは分配金再投資専用ファンドです。

ロ．収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないません。

ハ．一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者への支払いを開始します。

（５）【投資制限】

〔約款に定める主な投資制限〕

株式への投資制限

株式への実質投資割合 には、制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては投資することができるものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の指図範囲

イ．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 八．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図範囲

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付

信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図範囲

信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

〔法令による投資制限〕

同一法人の発行する株式への投資制限（「投資信託及び投資法人に関する法律」）

同一の法人の発行する株式について次の1.の数が2.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

1. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
2. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引等の評価損の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことはできないものとします。

<トヨタグループ株式マザーファンドの投資制限の概要>

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引は、約款の範囲で行ないます。

3【投資リスク】

当ファンドは、分散投資が行なわれている一般的な株式投資信託と異なり、トヨタ自動車およびそのグループ会社に限定して投資しますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

また、一般的な株式投資信託と同様、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の経営不振や債務不履行等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、当ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業に限定して投資しますので、業種配分、個別銘柄組入比率等がわが国の株式市場全体における構成比率とは大きく異なっており、わが国株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

従って、わが国株式市場全体の動きが上昇している場合であっても、ファンドの基準価額が下落することがあります。

信用リスク

一般に株式や債券等の有価証券の発行者またはコール・ローン等の金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該商品の価値が下落（価値がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、期待される価格で機動的に株式等を売買できない場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

ファンドの資金流入に伴うリスク

追加設定・一部解約によるファンドの資金流入に伴い、保有有価証券等を大量に売買しなければならないことがあり、市況動向や市場の流動性等の状況によっては基準価額が影響を受ける可能性があります。

資産規模に関わるリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

その他留意点

1. 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得申込および解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込および解約申込の受付を取り消す場合があります。
2. 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
3. 外貨建資産に投資することがあった場合には、当該通貨に対して円高になることは、基準価額が下落する要因となります。
4. 「トヨタグループ株式マザーファンド」に投資する他のベビーファンドによる追加の設定・一部解約に応じるために、マザーファンドにおいて有価証券等を大量に売買しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

* 有価証券届出書提出日（平成21年2月12日）現在、当ファンド以外でトヨタグループ株式マザーファンドを主要投資対象とするファンドは以下の通りです。

「トヨタグループ株式ファンド」

「トヨタグループ株式ファンドDB（非課税適格機関投資家専用私募）」

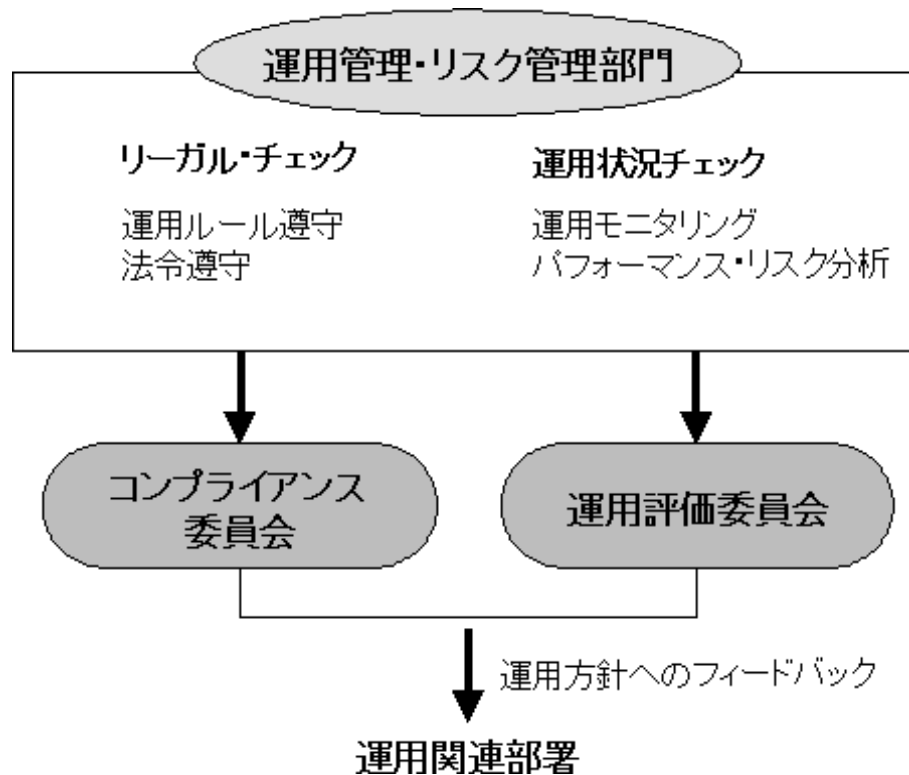
「トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）」

「PVTヨタグループ株式ファンド（適格機関投資家専用私募）」

なお、今後当該マザーファンドを主要投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



コンプライアンス委員会

運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

* リスク管理体制は本書提出日（平成21年2月12日）現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.7245%（税抜0.69%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.3150% (税抜0.30%)	年0.3675% (税抜0.35%)	年0.0420% (税抜0.04%)	年0.7245% (税抜0.69%)

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

受益者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担としファンドから支払います。

有価証券売買手数料等

ファンドの組入る有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。

その他

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

* 、 、 については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません

ファンドにかかる手数料等の合計額については、保有期間、運用状況等により異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

(ご参考)

なお、上記以外の受益者（法人）の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1

日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（平成21年4月1日からの法人の受益者に対する課税については、変更が予定されていますが、平成21年1月5日現在、変更については確定していません。）

税法又は確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

お申込からご換金時または償還時までの間にご負担いただく費用は次のとおりです。

お申込時および換金時に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
申込時	手数料	ありません。
換金時 (解約請求時)	換金手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。

* 収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

保有時にファンドで間接的にご負担いただく（ファンドが支払う）費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率 (総額)	純資産総額に対して.....年率0.7245%（税抜0.69%）
	監査費用	純資産総額に対して.....年率0.00525%（税抜0.005%） 純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625% （税抜0.0025%）

その他費用として、

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。

資金の借入れを行なった場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。前記「課税上の取扱い」の項をご参照ください。

税法又は確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成20年12月25日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	408,249,389	100.17
現金・預金・その他資産（負債控除後）		709,308	0.17
合計（純資産総額）		407,540,081	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	トヨタグループ株式マザーファンド	478,604,208	0.9354	447,686,377	0.8530	408,249,389	100.17

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	408,249,389	100.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月25日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (単位:百万円)		1口当たりの純資産額 (単位:円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成17年7月15日 (当初設定日)	0.10	-	1.0000	-
平成17年11月14日 (第1計算期間末)	0.19	0.19	1.2619	1.2619
平成18年11月13日 (第2計算期間末)	15	15	1.6170	1.6170
平成19年11月13日 (第3計算期間末)	333	333	1.4853	1.4853
平成20年11月13日 (第4計算期間末)	431	431	0.6598	0.6598
平成19年12月末日	359	-	1.5085	-
平成20年1月末日	344	-	1.3925	-
2月末日	354	-	1.4040	-

3月末日	320	-	1.2337	-
4月末日	348	-	1.3054	-
5月末日	373	-	1.3402	-
6月末日	358	-	1.2557	-
7月末日	332	-	1.1297	-
8月末日	341	-	1.1406	-
9月末日	306	-	1.0018	-
10月末日	496	-	0.7632	-
11月末日	429	-	0.6410	-
平成20年12月25日（直近日）	408	-	0.5999	-

(注)当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成17年7月15日～平成17年11月14日	0.0000円
第2期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	0.0000円
第3期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	0.0000円
第4期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成17年7月15日～平成17年11月14日	26.19%
第2期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	28.14%
第3期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	8.14%
第4期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	55.58%

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100
ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本（1口 = 1円）を基準に算出。

(参考情報)

トヨタグループ株式マザーファンドの運用状況

(1) 投資状況

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
株式	日本	46,181,669,800	99.51
現金・預金・その他資産（負債控除後）		227,833,557	0.49
合計（純資産総額）		46,409,503,357	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価（円）		評価（円）		投資 比率 （％）
						単価	金額	単価	金額	
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	8,148,800	3,079.94	25,097,815,072	2,845	23,183,336,000	49.95
2	デンソー	株式	日本	輸送用機器	4,920,800	1,545.11	7,603,180,200	1,375	6,766,100,000	14.58
3	豊田自動織機	株式	日本	輸送用機器	1,813,700	1,922.32	3,486,522,300	1,776	3,221,131,200	6.94
4	アイシン精機	株式	日本	輸送用機器	1,640,200	1,430.45	2,346,240,300	1,160	1,902,632,000	4.10
5	ダイハツ工業	株式	日本	輸送用機器	2,378,000	885.39	2,105,479,000	787	1,871,486,000	4.03
6	豊田通商	株式	日本	卸売業	1,970,700	881.84	1,737,845,500	896	1,765,747,200	3.80
7	あいおい損害保険	株式	日本	保険業	4,209,000	431.40	1,815,801,000	386	1,624,674,000	3.50
8	ジェイテクト	株式	日本	機械	1,788,900	711.38	1,272,604,700	636	1,137,740,400	2.45
9	トヨタ車体	株式	日本	輸送用機器	651,500	1,414.33	921,437,700	1,261	821,541,500	1.77
10	トヨタ紡織	株式	日本	輸送用機器	1,044,500	723.44	755,638,700	687	717,571,500	1.55
11	豊田合成	株式	日本	輸送用機器	723,700	1,159.20	838,917,600	989	715,739,300	1.54
12	日野自動車	株式	日本	輸送用機器	3,198,000	206.16	659,300,000	172	550,056,000	1.19
13	小糸製作所	株式	日本	電気機器	895,000	672.53	601,921,000	520	465,400,000	1.00
14	関東自動車工業	株式	日本	輸送用機器	388,700	1,097.91	426,760,000	981	381,314,700	0.82
15	東海理化電機製作所	株式	日本	輸送用機器	524,500	781.00	409,636,400	720	377,640,000	0.81
16	愛知製鋼	株式	日本	鉄鋼	1,107,000	299.92	332,022,000	292	323,244,000	0.70
17	愛三工業	株式	日本	輸送用機器	309,000	538.48	166,391,400	419	129,471,000	0.28
18	中央発條	株式	日本	金属製品	356,000	257.90	91,815,000	280	99,680,000	0.21
19	共和レザー	株式	日本	化学	136,500	435.63	59,463,700	477	65,110,500	0.14
20	大豊工業	株式	日本	機械	157,100	487.23	76,544,500	395	62,054,500	0.13

種類別、業種別投資比率

種類	業種	評価金額（円）	投資比率（％）
国内株式	化学	65,110,500	0.14
	鉄鋼	323,244,000	0.70
	金属製品	99,680,000	0.21
	機械	1,199,794,900	2.59
	電気機器	465,400,000	1.00
	輸送用機器	40,638,019,200	87.56
	卸売業	1,765,747,200	3.80
	保険業	1,624,674,000	3.50
総計		46,181,669,800	99.51

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年7月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込者の制限	取得の申込みを行なうことができる投資者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会（以下、「連合会」といいます。）等に限るものとします。 上記にかかわらず、ファンド設定・維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
申込手続等	取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないません。その際、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。
販売会社	販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。 〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分（日本の取引所が半休日のときは、11時30分まで）とします。 なお、確定拠出年金法に基づいた取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 *本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
申込時期	継続申込期間：平成21年2月13日から平成22年2月12日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。） 原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。 お申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時（日本の取引所が半休日のときは午前11時）までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
申込価額	取得申込受付日の基準価額（1万口当り）とします。 *ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。 *収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。
申込単位	原則、1円以上1円単位とします。 *収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。
申込手数料	ありません。
申込代金	上記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額とします。
払込期日	取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。

振替制度と 取得申込について	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。</p> <p>取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</p> <p>振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
その他	<p>取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p>

2【換金（解約）手続等】

解約手続	お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
解約時期	<p>原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。</p> <p>解約の申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時（日本の取引所が半休日のときは午前11時）までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。</p> <p>なお、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間の制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。</p>
解約価額	解約請求受付日の基準価額とします（1万口当り）。
解約単位	1口単位
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
解約価額の 照会方法	<p>解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。</p> <p>販売会社は「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。</p>
振替制度と 解約について	<p>換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとします。</p> <p>換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

その他	<p>委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。</p> <p>一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしします。</p>
-----	---

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】**

基準価額の算出 方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 信託財産のうち、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。 （委託会社の照会先は「第2 手続等」の「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」をご覧ください。） 原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で<DCトG>に記載されている価格でご確認いただけます。 投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。
資産の評価	マザーファンドの受益証券は計算日の基準価額で評価し、マザーファンドに組入れられるわが国の取引所上場株式は、原則、取引所における計算日の最終相場で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

(3)【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成17年7月15日（当初設定日）以降、無期限とします。ただし、下記「(5) その他」の「イ. 信託の終了（繰上償還）」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	---

(4)【計算期間】

計算期間	原則、毎年11月14日から翌年11月13日（決算日）までとします。但し、第1計算期間は、平成17年7月15日から平成17年11月14日までです。 * 前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は「(3) 信託期間」に定める信託期間終了日とします。
------	--

(5)【その他】

イ．信託の終了 （繰上償還）	<p>（約款より引用）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「口．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。9. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
-------------------	--

<p>ロ．信託約款の変更</p>	<p>（約款より引用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。 5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。
<p>ハ．反対者の買取請求権</p>	<p>繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>ニ．運用に係る報告等</p>	<p>委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。</p> <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。</p> <p>また、月次レポートを作成しております。委託会社のホームページか販売会社にて入手することができます。</p>
<p>ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い</p>	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
<p>ヘ．受託会社の辞任および解任</p>	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p>
<p>ト．公告</p>	<p>委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
<p>チ．信託財産の分別管理</p>	<p>受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。</p>
<p>リ．信託事務の委託</p>	<p>受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行いません。</p>

又、関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。
---------------	---

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に、再投資されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。 3. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。</p>

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第3期計算期間（平成18年11月14日から平成19年11月13日まで）の財務諸表については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第4期計算期間（平成19年11月14日から平成20年11月13日まで）の財務諸表については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成18年11月14日から平成19年11月13日まで）及び第4期計算期間（平成19年11月14日から平成20年11月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

DCトヨタグループ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	注記番号	第3期	第4期
			[平成19年11月13日現在]	[平成20年11月13日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
	コール・ローン		420,010	1,310,082
	親投資信託受益証券		333,477,862	430,884,107
	未収入金		148,000	77,000
	未収利息		5	10
	流動資産合計		334,045,877	432,271,199
資産合計				
負債の部				
流動負債				
	未払解約金		296,959	86,665
	未払受託者報酬		22,914	72,241
	未払委託者報酬		372,272	1,173,827
	その他未払費用		2,791	8,969
	流動負債合計		694,936	1,341,702
負債合計				
純資産の部				
元本等				
	元本	1	224,436,914	653,124,677
	剰余金			
	期末剰余金		108,914,027	-
	期末欠損金		-	222,195,180
	(うち分配準備積立金)		(2,299,983)	(7,627,291)
	剰余金合計	3	108,914,027	222,195,180
	元本等合計		333,350,941	430,929,497
純資産合計				
負債・純資産合計				
			334,045,877	432,271,199

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

科目	期別	注記番号	第3期	第4期
			自平成18年11月14日 至平成19年11月13日	自平成19年11月14日 至平成20年11月13日
			金額	金額
営業収益				
受取利息			431	3,093
有価証券売買等損益			24,119,520	227,926,755
営業収益合計			24,119,089	227,923,662
営業費用				
受託者報酬			28,542	142,998
委託者報酬			463,653	2,323,500
その他費用			3,436	17,756
営業費用合計			495,631	2,484,254
営業損失金額			24,614,720	230,407,916
経常損失金額			24,614,720	230,407,916
当期純損失金額			24,614,720	230,407,916
一部解約に伴う当期純損失金額分配額			76,278	4,844,375
期首剰余金			5,839,065	108,914,027
剰余金増加額			129,481,177	-
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）			(129,481,177)	(-)
剰余金減少額			1,867,773	105,545,666
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）			(1,867,773)	(6,093,973)
（当期追加信託に伴う剰余金減少額）			(-)	(99,451,693)
分配金		1	-	-
期末剰余金			108,914,027	-
期末欠損金			-	222,195,180

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第3期	第4期
項目	自平成18年 11月14日 至平成19年 11月13日	自平成19年 11月14日 至平成20年 11月13日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、親投資信託受益証券の基準価額 に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期別	第3期	第4期
項目	[平成19年 11月13日現在]	[平成20年 11月13日現在]
1. 期首元本額	9,464,145円	224,436,914円
期中追加設定元本額	217,751,659円	442,735,451円
期中解約元本額	2,778,890円	14,047,688円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	224,436,914口	653,124,677口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 222,195,180円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第3期	第4期
項目	自平成18年 11月 14日 至平成19年 11月 13日	自平成19年 11月 14日 至平成20年 11月 13日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(650,337円)、解 約に伴う当期純損失金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額(0円)、信 託約款に規定される収益調整金 (106,614,044円)及び分配準備積立 金(1,649,646円)より分配対象額 108,914,027円(1万口当たり4,852 円)であります。分配は行っており ません。	計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(5,436,721円)、 解約に伴う当期純損失金額分配後の 有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(0円)、 信託約款に規定される収益調整金 (269,374,839円)及び分配準備積立 金(2,190,570円)より分配対象額 277,002,130円(1万口当たり4,241 円)であります。分配は行っており ません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

第3期 [平成19年11月13日現在]		
種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	333,477,862	24,005,120
合計	333,477,862	24,005,120

（単位：円）

第4期 [平成20年11月13日現在]		
種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	430,884,107	223,609,722
合計	430,884,107	223,609,722

（デリバティブ取引等に関する注記）

第3期（自平成18年11月14日至平成19年11月13日）

該当事項はありません。

第4期（自平成19年11月14日至平成20年11月13日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期（自平成18年11月14日至平成19年11月13日）

該当事項はありません。

第4期（自平成19年11月14日至平成20年11月13日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第3期 [平成19年11月13日現在]		第4期 [平成20年11月13日現在]	
1口当たり純資産額	1.4853円	1口当たり純資産額	0.6598円
（1万口当たり純資産額	14,853円）	（1万口当たり純資産額	6,598円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	トヨタグループ株式 マザーファンド	459,119,987	430,884,107	

合計	459,119,987	430,884,107	
----	-------------	-------------	--

親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「トヨタグループ株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	注記 番号	[平成19年11月13日現在]	[平成20年11月13日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			268,377,455	136,818,894
株式			93,935,628,600	48,066,049,900
未収入金			-	2,157,268
未収配当金			751,281,000	866,888,200
未収利息			3,291	1,044
流動資産合計			94,955,290,346	49,071,915,306
資産合計			94,955,290,346	49,071,915,306
負債の部				
流動負債				
未払金			215,725,562	88,202,700
未払解約金			808,000	543,000
流動負債合計			216,533,562	88,745,700
負債合計			216,533,562	88,745,700
純資産の部				
元本等				
元本		1	46,934,484,452	52,195,148,518
剰余金				
剰余金			47,804,272,332	-
欠損金			-	3,211,978,912
剰余金合計		3	47,804,272,332	3,211,978,912
元本等合計			94,738,756,784	48,983,169,606
純資産合計			94,738,756,784	48,983,169,606
負債・純資産合計			94,955,290,346	49,071,915,306

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日 自 平成18年11月14日 至 平成19年11月13日	自 平成19年11月14日 至 平成20年11月13日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評価 にあたっては、金融商品取引所にお ける最終相場（最終相場のないもの については、それに準ずる価額）、金 融商品取引所が発表する基準値段、 又は金融商品取引業者等から提示さ れる気配相場に基づいて評価して おります。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金の計上基準 原則として、株式配当落日に、当該 金額を計上しております。ただし、平 成19年6月30日以前については、原則 として、株式配当落日において、その 金額が確定している場合には当該金 額、未だ確定していない場合には予 想配当金額の90%を計上し、残額に ついては入金時に計上しております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日 [平成19年11月13日現在]	[平成20年11月13日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	40,780,516,751円	46,934,484,452円
同期中における追加設定元本額	11,465,393,906円	8,235,004,151円
同期中における解約元本額	5,311,426,205円	2,974,340,085円
同期末における元本の内訳		
トヨタグループ株式ファンド	41,800,080,048円	45,057,057,485円
トヨタグループ株式ファンドD B (非課税適格機関投資家専用私募)	2,364,631,941円	2,657,053,288円
トヨタグループ株式ファンドF (適格機関投資家専用私募)	1,187,362,584円	1,212,875,063円
DCトヨタグループ株式ファンド	165,210,732円	459,119,987円
PVトヨタグループ株式ファンド (適格機関投資家専用私募)	1,417,199,147円	2,809,042,695円
計	46,934,484,452円	52,195,148,518円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における受益権の総数	46,934,484,452口	52,195,148,518口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産 額が元本総額を下回っ ており、その差額は 3,211,978,912円であ ります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	[平成19年11月13日現在]		[平成20年11月13日現在]	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	93,935,628,600	8,984,106,445	48,066,049,900	53,758,250,322
合計	93,935,628,600	8,984,106,445	48,066,049,900	53,758,250,322

（デリバティブ取引等に関する注記）

（自平成18年11月14日至平成19年11月13日）

該当事項はありません。

（自平成19年11月14日至平成20年11月13日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成18年11月14日至平成19年11月13日）

該当事項はありません。

（自平成19年11月14日至平成20年11月13日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

[平成19年11月13日現在]		[平成20年11月13日現在]	
1口当たり純資産額	2.0185円	1口当たり純資産額	0.9385円
（1万口当たり純資産額	20,185円）	（1万口当たり純資産額	9,385円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
円	共和レザー	125,200	432.00	54,086,400	
	愛知製鋼	1,016,000	301.00	305,816,000	
	中央発條	335,000	258.00	86,430,000	
	大豊工業	144,100	490.00	70,609,000	
	ジェイテクト	1,641,300	711.00	1,166,964,300	
	小糸製作所	821,000	676.00	554,996,000	
	トヨタ紡織	958,300	722.00	691,892,600	
	豊田自動織機	1,664,000	1,925.00	3,203,200,000	
	デンソー	4,514,600	1,546.00	6,979,571,600	
	東海理化電機製作所	481,200	776.00	373,411,200	
	トヨタ自動車	7,929,100	3,080.00	24,421,628,000	
	日野自動車	2,934,000	207.00	607,338,000	
	トヨタ車体	597,700	1,415.00	845,745,500	
	関東自動車工業	356,700	1,094.00	390,229,800	
	アイシン精機	1,504,800	1,440.00	2,166,912,000	
	ダイハツ工業	2,181,000	894.00	1,949,814,000	
	豊田合成	663,900	1,159.00	769,460,100	
	愛三工業	283,400	541.00	153,319,400	
	豊田通商	1,808,000	882.00	1,594,656,000	
	あいおい損害保険	3,862,000	435.00	1,679,970,000	
	合計			48,066,049,900	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成20年12月25日現在

資産総額	408,871,293円
負債総額	1,331,212円
純資産総額(-)	407,540,081円
発行済数量	679,392,953口
1万口当り純資産額(/)	5,999円

(参考情報)

「トヨタグループ株式マザーファンド」

純資産額計算書

平成20年12月25日現在

資産総額	46,478,758,557円
負債総額	69,255,200円
純資産総額(-)	46,409,503,357円
発行済数量	54,408,530,062口
1万口当り純資産額(/)	8,530円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成17年7月15日～平成17年11月14日	153,425	0
第2期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	10,041,595	730,875
第3期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	217,751,659	2,778,890
第4期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	442,735,451	14,047,688

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

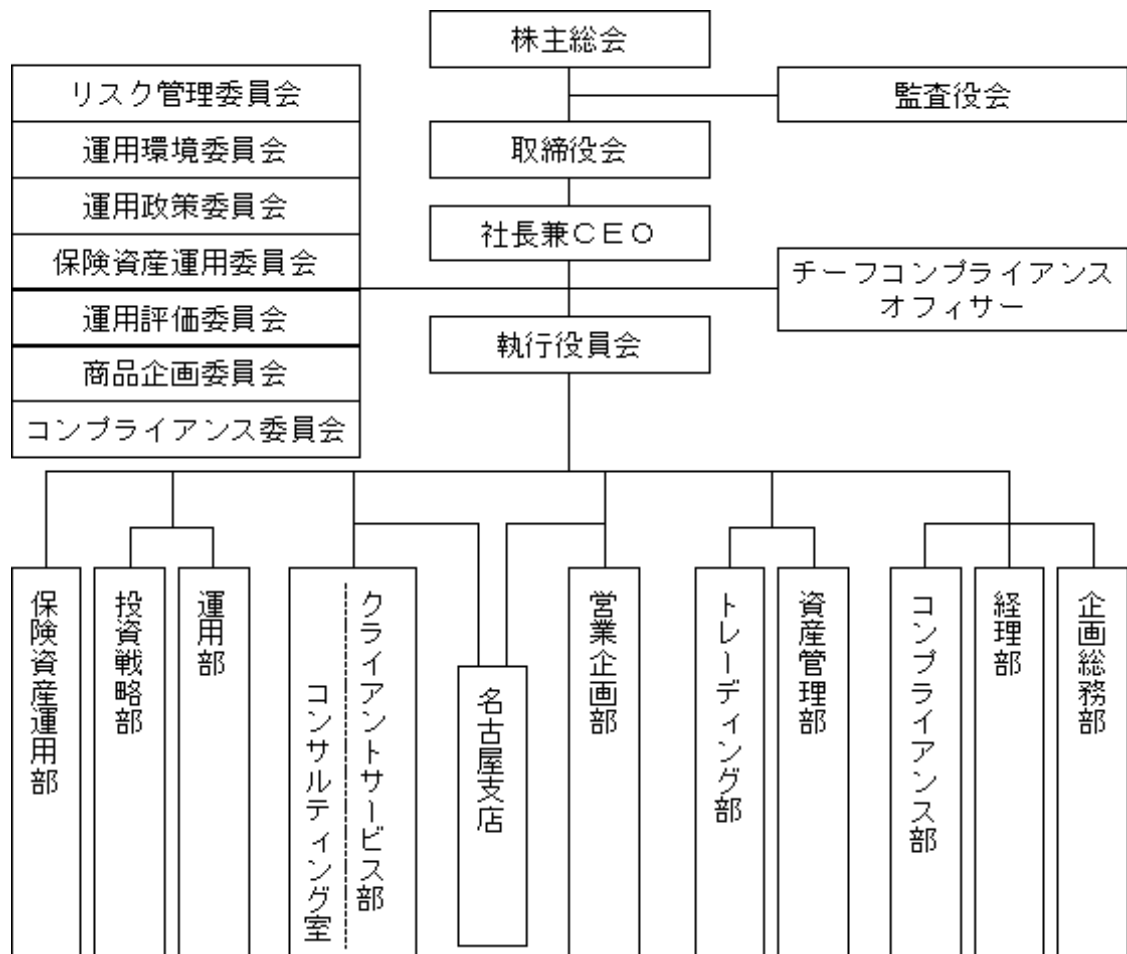
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

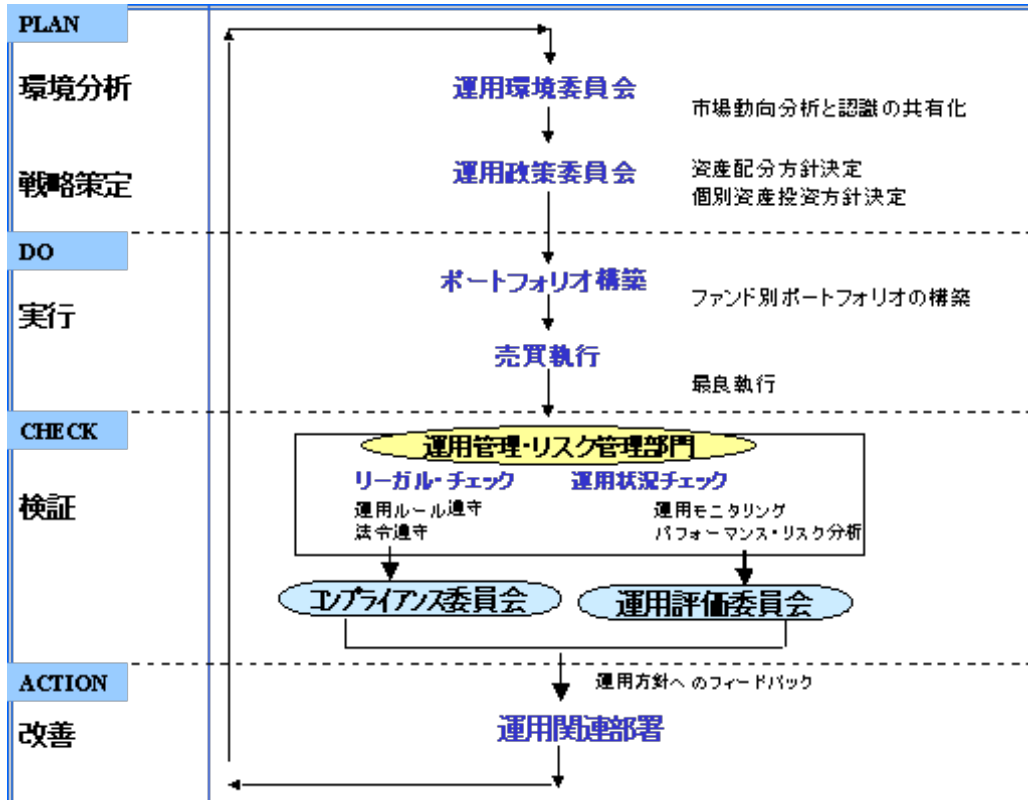
招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めるときは、招集権者たる取締役に対し、

会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成20年12月25日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計29本であり、純資産総額は437,990百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成20年12月25日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	235,585
追加型株式投資信託	25	202,405

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第18期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、第18期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第18期 (平成19年3月31日現在)			第19期 (平成20年3月31日現在)		
		資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			623			-	
預金			136,898			-	
現金及び預金			-			128,706	
有価証券			866,111			1,048,835	
前払費用			23,339			20,137	
未収委託者報酬			633,849			583,566	
未収収益			123,554			91,671	
繰延税金資産			40,810			33,818	
流動資産計			1,825,184	89.0		1,906,733	90.4
固定資産							
有形固定資産			54,380	2.7		49,327	2.4

建物	*1	35,855			31,171		
器具備品	*1	18,525			18,156		
無形固定資産			78,977	3.8		58,752	2.8
商標権	*2	123			92		
ソフトウェア	*2	77,570			57,376		
電話加入権		1,283			1,283		
投資その他の資産			92,520	4.5		93,637	4.4
投資有価証券		-			738		
長期前払費用		454			110		
長期差入保証金		74,804			74,416		
長期預け金		1,630			622		
繰延税金資産		15,633			17,751		
固定資産計			225,877	11.0		201,716	9.6
資産合計			2,051,061	100.0		2,108,448	100.0

期別		第18期 (平成19年3月31日現在)			第19期 (平成20年3月31日現在)		
		負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			千円	%		千円	%
流動負債							
預り金			6,156			7,742	
未払金			330,725			310,943	
未払代行手数料		329,256			310,421		
その他未払金		1,469			522		
未払費用			149,284			103,770	
未払法人税等			187,136			83,391	
未払消費税等			21,925			13,332	
賞与引当金			42,600			48,000	
流動負債計			737,826	36.0		567,178	26.9
固定負債							
退職給付引当金			37,516			41,594	

固定負債計			37,516	1.8		41,594	2.0
負債合計			775,342	37.8		608,772	28.9
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			600,000	29.3		600,000	28.4
利益剰余金			675,719	32.9		899,831	42.7
利益準備金			-			6,000	
その他利益剰余金			675,719			893,831	
別途積立金		109,000			109,000		
繰越利益剰余金		566,719			784,831		
株主資本計			1,275,719	62.2		1,499,831	71.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	-		156	0.0
評価・換算差額等計			-	-		156	0.0
純資産合計			1,275,719	62.2		1,499,676	71.1
負債・純資産合計			2,051,061	100.0		2,108,448	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第18期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第19期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		
			注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	科目	千円	千円	%	千円	千円	%
		営業収益						
		委託者報酬		1,644,667			1,960,347	
		投資顧問料	*2	954,144			892,087	
		その他営業収益		762			476	
		営業収益計		2,599,573	100.0		2,852,910	100.0
		営業費用						
		支払手数料		771,958			918,907	
		公告費		12,458			7,133	
		受益証券発行費		33,129			38,369	
		調査費		247,572			281,740	
		調査費	116,940			116,999		
		委託調査費	130,632			164,741		
		委託計算費		43,293			51,142	

				19,738		21,507	
	営業雑経費						
	通信費		8,075			8,399	
	印刷費		6,223			6,592	
	協会費		4,666			4,011	
	諸会費		353			414	
	その他営業雑経費		421			2,091	
	営業費用計			1,128,147	43.4	1,318,798	46.2
	一般管理費						
	給料			566,633		613,757	
	役員報酬	*1	66,395			83,048	
	給料・手当	*2	390,600			416,837	
	賞与	*2	109,638			113,872	
	賞与引当金繰入			42,600		48,000	
	福利厚生費			67,722		71,911	
	交際費			425		678	
	旅費交通費			12,547		18,526	
	租税公課			15,188		19,942	
	不動産賃借料			96,428		99,280	
	退職給付費用	*2		18,076		21,047	
	固定資産減価償却費			35,573		34,847	

	支払手数料			40,476			47,816	
	諸経費			34,502			37,737	
	一般管理費計			930,167	35.8		1,013,539	35.5
	営業利益			541,259	20.8		520,573	18.3
営業 外 損 益 の 部	営業外収益							
	受取利息			1,243			184	
	有価証券利息			-			3,405	
	為替差益			0			63	
	その他営業外収益			185			372	
	営業外収益計			1,428	0.1		4,024	0.1
	営業外費用							
	雑損失			38			5,631	
	営業外費用計			38	0.0		5,631	0.2
	経常利益			542,649	20.9		518,966	18.2
特 別 損 益 の	特別損失							
	役員退職慰労金			-			28,000	
	固定資産除去損		*4	1,445			292	
	業法上の負担額		*5	18			9,964	

部	特別損失計		1,463	0.1		38,256	1.3
税引前当期純利益			541,186	20.8		480,710	16.9
法人税等	*3		230,508	8.9		-	-
法人税、住民税及び事業税			-	-		191,618	6.7
法人税等調整額			9,965	0.4		4,980	0.2
当期純利益			320,643	12.3		284,112	10.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

第18期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	600,000	109,000	246,076	355,076	955,076	955,076
当事業年度中の変動額						
当期純利益	-	-	320,643	320,643	320,643	320,643
当事業年度中の変動額合計	-	-	320,643	320,643	320,643	320,643
当事業年度末残高	600,000	109,000	566,719	675,719	1,275,719	1,275,719

第19期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（千円）

株主資本	

	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前事業年度末残高	600,000	-	109,000	566,719	675,719	1,275,719
当事業年度中の変動額						
利益準備金の積立	-	6,000	-	6,000	0	0
剰余金の配当	-	-	-	60,000	60,000	60,000
当期純利益	-	-	-	284,112	284,112	284,112
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	6,000	-	218,112	224,112	224,112
当事業年度末残高	600,000	6,000	109,000	784,831	899,831	1,499,831

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	

前事業年度末残高	-	-	1,275,719
当事業年度中の変動額			
利益準備金の積立	-	-	0
剰余金の配当	-	-	60,000
当期純利益	-	-	284,112
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	156	156	156
当事業年度中の変動額合計	156	156	223,957
当事業年度末残高	156	156	1,499,676

重要な会計方針

期 別 項 目	第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p>

	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同 左</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同 左</p>

会計方針の変更

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は1,275,719千円であります。</p>	

	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
--	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 （平成19年3月31日現在）	第19期 （平成20年3月31日現在）
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 49,031千円 器具備品 59,968千円 <hr/> 計 108,999千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 53,715千円 器具備品 62,231千円 <hr/> 計 115,945千円
*2 無形固定資産の減価償却累計額 商標権 192千円 ソフトウェア 46,238千円	

（損益計算書関係）

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日

<p>*1 役員報酬の限度額</p> <p>取締役 年額 100,000千円以内</p> <p>監査役 年額 20,000千円以内</p>	
<p>*2 関係会社との取引額</p> <p>投資顧問料 652,980千円</p> <p>給料・手当 74,662千円</p> <p>賞与 23,736千円</p> <p>退職給付費用 3,184千円</p>	<p>*2 関係会社との取引額</p> <p>投資顧問料 613,837千円</p> <p>給料・手当 73,890千円</p> <p>賞与 22,240千円</p> <p>退職給付費用 4,525千円</p>
<p>*3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。</p>	
<p>*4 固定資産除却損は、建物563千円、器具備品882千円であります。</p>	<p>*4 固定資産除却損は、器具備品292千円であります。</p>
<p>*5 業法上の負担額</p> <p>業法上の負担額は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2による負担額であります。</p>	<p>*5 業法上の負担額</p> <p>業法上の負担額は、旧「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」第30条の4第1項第4号括弧書きおよび改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2(「金融商品取引法」第42条の2第6号括弧書き)による負担額であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

第19期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

(リース取引関係)

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
リース取引を行っておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第18期（平成19年3月31日現在）

時価評価されていない其他有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	866,111
合計	866,111

第19期(平成20年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	1,000	738	262
合計	1,000	738	262

時価評価されていないその他有価証券

(単位:千円)

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託(日々決算)	1,048,835
合計	1,048,835

(デリバティブ取引関係)

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

<p>第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日</p>	<p>第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日</p>
---	---

<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p>	<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>								
<p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="264 614 808 694"> <tbody> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>37,516千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>37,516千円</td> </tr> </tbody> </table>	(1)退職給付債務	37,516千円	(2)退職給付引当金	37,516千円	<p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table data-bbox="853 614 1397 694"> <tbody> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>41,594千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>41,594千円</td> </tr> </tbody> </table>	(1)退職給付債務	41,594千円	(2)退職給付引当金	41,594千円
(1)退職給付債務	37,516千円								
(2)退職給付引当金	37,516千円								
(1)退職給付債務	41,594千円								
(2)退職給付引当金	41,594千円								
<p>確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、4年間で移換する予定です。</p> <p>なお、当事業年度末時点の未移換額 1,008千円は、未払金に計上しています。</p>	<p>確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、当事業年度末時点ですべて移換が完了しています。</p>								
<p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="264 1045 808 1125"> <tbody> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>18,076千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>18,076千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)勤務費用(注)	18,076千円	(2)退職給付費用	18,076千円	<p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table data-bbox="853 1045 1397 1125"> <tbody> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>21,047千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>21,047千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)勤務費用(注)	21,047千円	(2)退職給付費用	21,047千円
(1)勤務費用(注)	18,076千円								
(2)退職給付費用	18,076千円								
(1)勤務費用(注)	21,047千円								
(2)退職給付費用	21,047千円								

（税効果会計関係）

第18期 （平成19年3月31日現在）	第19期 （平成20年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
13,989	6,893
少額固定資産	少額固定資産
1,078	1,772
賞与引当金超過額	賞与引当金超過額
17,334	19,531
未払費用	未払費用
8,178	6,149
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
15,265	16,925
その他	その他
598	299
繰延税金資産計	繰延税金資産計
56,442	51,569
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債計	繰延税金負債計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
56,442	51,569

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p>
<p>法定実効税率 40.7% (調整)</p>	<p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>
<p>交際費等永久に損金に算入されない</p>	
<p>項目 0.1%</p>	
<p>住民税均等割 0.1%</p>	
<p>その他 0.1%</p>	
<p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>40.8%</u></p>	

（関連当事者との取引）

第18期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社	あいおい 損害保険 株	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害 保険業	(被所有) 直接50%	非常勤 役員 2名	投資顧問 契約	投資顧問料 (注1)	652,980	未収収益	
								出向者人件 費(注2)	101,582	未払費用	

(1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	愛知県名古屋市 中区	7,500 百万円	証券業		非常勤 役員 3名	投資信託 受益証券 の募集販 売	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 又は償還 金の支払 委託及び それらに 係る代行 手数料の 支払 (注1)	181,158	未払代行 手数料	59,132

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

第19期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	あいおい損害保険(株)	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害 保険業	(被所有) 直接50%	常勤 役員 1名	投資顧問 契約	投資顧問 料 (注1)	613,837		
						非常勤 役員 1名		出向者人 件費 (注2)	100,656		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

その他 の関係 会社の 子会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県名 古屋市中 区	7,500 百万円	証券業		非常勤 役員 1名	投資信 託受益 証券の 募集販 売	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 又は償還 金の支払 委託及び それらに 係る代行 手数料の 支払 (注1)	278,375	未払 代行 手数料	57,791
--------------------------	--------------------------------------	-------------------	--------------	-----	--	-----------------	-------------------------------	--	---------	-----------------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

（1株当たり情報）

第18期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第19期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 106,309.92円	1株当たり純資産額 124,972.99円
1株当たり当期純利益 26,720.22円	1株当たり当期純利益 23,676.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 320,643千円	損益計算書上の当期純利益 284,112千円
普通株式に係る当期純利益 320,643千円	普通株式に係る当期純利益 284,112千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

期別		第20期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
資産の部				
科目	注記番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動資産				
現金及び預金			333,929	
有価証券			770,294	
前払費用			34,757	
未収委託者報酬			518,780	
未収運用受託報酬			79,007	
繰延税金資産			64,090	
流動資産計			1,800,857	90.2
固定資産				
有形固定資産			45,507	2.3
建物	*1	29,157		
器具備品	*1	16,350		
無形固定資産			51,739	2.6
商標権		76		
ソフトウェア		50,379		
電話加入権		1,283		
投資その他の資産			98,641	4.9
投資有価証券		604		
長期前払費用		95		
長期差入保証金		74,416		
長期預け金		618		

長期繰延税金資産		22,909		
固定資産計			195,888	9.8
資産合計			1,996,745	100.0

期別	第20期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)			
負債の部				
科目	注記番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動負債				
預り金			8,252	
未払金			278,106	
未払代行手数料		277,543		
その他未払金		563		
未払費用			92,172	
未払法人税等			87,082	
未払消費税等	*2		4,877	
賞与引当金			45,000	
流動負債計			515,489	25.8
固定負債				
退職給付引当金			54,384	
固定負債計			54,384	2.7
負債合計			569,873	28.5
純資産の部				
科目		内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
株主資本				
資本金			600,000	30.0

利益剰余金			827,107	41.4
利益準備金		20,200		
その他利益剰余金				
別途積立金		109,000		
繰越利益剰余金		697,907		
株主資本計			1,427,107	71.5
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			235	
評価・換算差額等計			235	0.0
純資産合計			1,426,872	71.5
負債・純資産合計			1,996,745	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第20期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日				
		科目	注記番号	内訳	金額	百分比
				千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬					870,527	
運用受託報酬					124,594	
投資助言報酬					289,401	
その他営業収益					95	
営業収益計					1,284,618	100.0
営業費用						
支払手数料					412,671	
広告宣伝費					3,661	
調査費					128,718	

調査費		62,398		
委託調査費		66,320		
委託計算費			23,761	
営業雑経費			22,638	
通信費		3,257		
印刷費		16,189		
協会費		1,977		
諸会費		533		
その他営業雑経費		682		
営業費用計			591,448	46.0
一般管理費				
給料			311,903	
役員報酬		38,102		
給料・手当		233,675		
賞与		40,127		
賞与引当金繰入			45,000	
福利厚生費			40,164	
交際費			667	
旅費交通費			9,873	
租税公課			4,641	
不動産賃借料			50,012	
退職給付費用			19,133	
固定資産減価償却費	*1		17,178	
業務委託費			37,014	
諸経費			19,218	
一般管理費計			554,804	43.2
営業利益			138,365	10.8
営業外収益				
受取利息			105	
有価証券利息			1,824	
為替差益			22	
その他営業外収益			443	

営業外収益計			2,394	0.2
営業外費用				
雑損失			656	
営業外費用計			656	0.1
経常利益			140,103	10.9
特別損失				
役員退職慰労金			22,000	
業法上の負担額	*2		66	
特別損失計			22,066	1.7
税引前中間純利益			118,037	9.2
法人税、住民税及び事業税			84,137	6.5
法人税等調整額			35,376	2.7
中間純利益			69,276	5.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

（千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日残高	600,000	6,000	109,000	784,831	899,831	1,499,831
中間会計期間中の変動額						
利益準備金の積立	-	14,200	-	14,200	-	-
剰余金の配当	-	-	-	142,000	142,000	142,000
中間純利益	-	-	-	69,276	69,276	69,276
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	-	14,200	-	86,924	72,724	72,724

平成20年9月30日残高	600,000	20,200	109,000	697,907	827,107	1,427,107
--------------	---------	--------	---------	---------	---------	-----------

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	
平成20年3月31日残高	156	156	1,499,677
中間会計期間中の変動額			
利益準備金の積立	-	-	-
剰余金の配当	-	-	142,000
中間純利益	-	-	69,276
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	79	79	79
中間会計期間中の変動額合計	79	79	72,803
平成20年9月30日残高	235	235	1,426,872

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期別	第20期中間会計期間
項目	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の間mediate会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

表示方法の変更

<p>第20期中間会計期間</p> <p>自 平成20年 4月 1日</p> <p>至 平成20年 9月30日</p>
<p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「運用受託報酬」は140,209千円、「投資助言報酬」は305,839千円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

<p>第20期中間会計期間末</p> <p>(平成20年9月30日現在)</p>	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	55,729千円
器具備品	65,711千円
計	121,440千円
*2 消費税等の取扱い	
<p>仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。</p>	

(中間損益計算書関係)

<p>第20期中間会計期間</p> <p>自 平成20年 4月 1日</p> <p>至 平成20年 9月30日</p>	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,494千円
無形固定資産	11,684千円

*2 業法上の負担額

業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6号括弧書きによる負担額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

（リース取引関係）

第20期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成20年 9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

内容	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
追加型株式投資信託	1,000	604	396
合計	1,000	604	396

2. 時価評価されていないその他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
追加型公社債投資信託（日々決算）	770,294
合計	770,294

(デリバティブ取引関係)

第20期中間会計期間末 (平成20年 9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第20期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	
1株当たり純資産額	118,906.03円
1株当たり中間純利益	5,773.00円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	69,276千円
普通株式に係る中間純利益	69,276千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成20年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
あいおい損害保険株式会社	100,005百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2) 「販売会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

販売会社である、あいおい損害保険株式会社は、委託会社の株式を6000株（発行済株式総数に対する比率は50%です。）を保有しています。

第3【参考情報】

当期間において提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年2月13日 有価証券報告書
有価証券届出書

平成20年8月8日 半期報告書
有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 佐々木貴司指定社員
業務執行社員
公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

?ソ

独立監査人の監査報告書

平成19年12月18日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員
公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCトヨタグループ株式ファンドの平成18年11月14日から平成19年11月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

DCトヨタグループ株式ファンドの平成19年11月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

?ソ

独立監査人の監査報告書

平成20年12月10日

トヨタアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCトヨタグループ株式ファンドの平成19年11月14日から平成20年11月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

DCトヨタグループ株式ファンドの平成20年11月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。